

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**  
 第 11 号 (2008 年 5 月 23 日)

2082文書 58343頁

# すべての文書に開示決定！

## 5次6次では、多量の不開示と部分開示文書

外務省は5月2日と9日、これが最終として50000頁に及ぶ日韓会談文書を公開しました。1951年、日韓国交正常化交渉開始から数えて58年、65年の終了から数えても43年後にやっと公開されました。しかし、5,6次で公開された文書は、それ以前に公開された文書と比較して、不開示、特に部分開示の文書が多く、引続き、これらの開示を求めて裁判を継続していきます。

開 示		開示回数	頁数	文書数	内 訳		
年	月 日				開示	不開示	部分開示
2006年	8月17日	1次	65	14	0	0	14
2007年	3月28日	1次の逆転開示	193	14	14	0	0
	4月27日	2次	1930	25	25	0	0
	11月16日	3次	5339	140	113	1	26
2008年	4月18日	4次	3482	130	121	0	9
	5月2日	5次	16263	584	429	11	144
	5月9日	6次	31071	1175	808	11	356
合 計			58343	2082	1510	23	549

### 開示決定文書目録に日付なし

第1次開示と第2次開示では、それぞれの文書の題目に日付がついていました。ところが第3次開示からは、なぜか日付欄がなくなってしまい、現物を見ない限り目録だけではその文書が、いつの、どの会議なのか、とても判りにくくなってしまいました。

4月28日、外務大臣に日付を入れるよう要請書を提出しましたが、その後も改善されず、やむを得ず多数の方の協力を得て、全文書に日付を入れました。

### 目 次

すべての文書に開示決定！	...1
控訴審後の報告集会から	...2
李鶴来さんの挨拶	...4
梁澄子さんの挨拶	...5
中田光信さんの報告	...6
崔鳳泰さんからメッセージ	...7
緊急カンパのお願い	...7
事務局だより	...8

## =控訴審 第1回口頭弁論=

# 被控訴人の席は ? どっち?

## 法廷に和やかな笑い広がる

4月23日(水)10時30分、東京高裁805号法廷で控訴審第1回口頭弁論が開かれました。開廷前、控訴人席に着いた弁護士が、書記官に案内されて被控訴人席に移る場面に、法廷には和やかな笑いが広がり、傍聴席は改めて、勝訴の喜びに包まれました。

原告・国側(外務省)の控訴理由書と準備書面、被告(当方)の答弁書と証拠説明書確認の手続きが終了したあと、東澤弁護士は裁判長に次回で結審するよう申し入れました。

この日、東京地裁に対し、3次開示文書の不開示・部分開示は情報公開法違法であるとする二次訴訟の提訴をおこない、第1回口頭弁論は7月1日(火)におこなわれます。

## 控訴審 第2回口頭弁論

5月28日(水)10時30分～高裁805法廷

報告集会 11時～12時 弁護士会館509号室

### 控訴審第1回口頭弁論後の報告集会から

日時	2008年4月23日(水)11:00～12:00
会場	弁護士会館 5階 508 ABC会議室
参加者	25名

#### 二関弁護士

控訴審について報告します。みなさんご承知のとおり、昨年12月、東京地裁はこちら側の訴えに対して一部勝訴という、弁護士も予期していなかった画期的な判決を出しました。それに対して国側は黙っておらず控訴しました。今回開かれたのは、その第1回目の控訴審ということになります。

国(外務省)側は、控訴状、控訴理由書、準備書面を出しまして、それに対してこちら側は、答弁書、証拠説明書を裁判所に提出しました。

法廷は、傍聴席から見て右側の席が被控訴人で左側が控訴人です。国相手の訴訟ということになると、私は大体負ける側ですので、最初、間違えて左側に座ってしまい、今日は大変珍しい経験をしました。(笑い)

二年ほど前にみなさんの方から情報公開の開示請求がありまして、国(外務省)が今年5月26日に開示しますと言い(二年ぐらい先ですが)、それはあまりにも遅いではないか、それは違法だ、簡単に言えばそういう一審判決だったわけです。

それに対して国(外務省)が出してきた書面の中では何を言っているかと申しますと、外務省は業務体系、或いは扱っている文書は特殊なものであって他の省庁とは違うのだと、そういうことを主張しています。また、結構古いものが多く外交問題で難しい判断

も多い、そういったことも主張しています。

こちら側は、日韓会談文書については過去 12 件の開示請求事例があり、すでに文書を出すか出さないか判断しているのだから、それに対して判断すればよい、外務省はともかく忙しいと言っているが、それらを踏まえた上で、一審はそれでも違法だという判決を出したのである。他の省庁と比べて何も外務省だけが忙しいということはない。

また、過去 12 件の開示請求事例の他に、30 年経過した文書を公開するかどうかで判断しているでしょう、ということも主張しています。

国側の準備書面というのは、先週出してきたのですが、もともと 2008 年 5 月 26 日までと言っていた残りの文書を、5 月 9 日までに出す、という内容です。

## 張弁護士

本日、日韓合わせて 10 名の原告が、東京地裁に二次提訴をしました。

11 月 16 日、外務省第 3 次開示文書の中に、不開示(一部墨塗り)になっている部分があります。それについて全面開示を求める裁判をおこなうというものです。

今日提出した訴状の概略について述べますと、一部不開示になっているが、違法なので全面開示にしてください、ということが書いてあります。

また、訴状には、日韓会談文書は戦後補償に関わる重要な文書で、韓国は全面公開しているが、日本は政府が持っている内部文書も含めてまだ公開されていない、戦後補償の問題が今後どのように処理されていくのか、これが最初の訴訟だ、ということを経済裁判所に判ってもらうように書かれています。

## 東澤 靖弁護士

訴状の 18 ページに一部不開示文書目録 1 というのがあって、21 ページに一部不開示文書分目録 2 というのがあります。

今回不開示になった理由は大きく分けて二つに分かれます。一つは外交上不利益があるから非公開にしたという理由、もう一つは個人情報や法人の情報だから不開示にしたという理由。外交上不利益という理由は文書目録 1 に載っている理由なのです。

これについては、日本が北朝鮮との関係について、日本の がわかってしまうから問題だ、ということで不開示にしている。これについて今回我々は、取消しを求める、市民の批判に耐えるようにすべきだという意味で、それを取消せと言うことです。

もう一つの文書目録 2 個人情報、法人情報、これも黒塗りになっているのですが、これについてはどうしようかということになりました。

実はこの墨塗り部分について、ここにいらっしゃる李洋秀さんたち翻訳チームが、韓国文書と対照された結果、これは韓国船の何々丸とかいうもので、それをわざわざ黒塗りしても意味が無いわけです。もう一度外務省は審査しなさい、韓国側の文書にもう出ているのだから、わざわざ黒塗りにしなくていいのではないかと訴状の中で言っております。

二次訴訟はこの二つを、対決点にしようと考えています

## 二次訴訟原告・李鶴来氏の挨拶（BC級戦犯裁判の原告）

私はみなさんの運動についてはずいぶん関心を持って見ていました。そしてこの運動に関わっておられるみなさんに、心から敬意を表明したいと思います。

私たちは1942年6月、朝鮮全土から三千数百人が日本軍に徴用されて、南方各地の捕虜収容所に配属になりました。日本軍の作戦計画の変更により、必要な軍用道路、飛行場、鉄道建設などに捕虜を使役していました。

厳しい労働環境、食料、医療品の不足から伝染病が蔓延して、多くの捕虜が犠牲になりました。これらの問題が戦後連合軍側から捕虜を虐待したということで、軍事裁判によって私たちの仲間23名が処刑されました。1958年、有罪となった125名が、現地及び巣鴨プリズンで服役し、1956年に出獄。徴用されてから14年目でした。

私たちは日本政府に謝罪と補償要求を半世紀以上もずっと続けてきました。ところが日本人は私たちにあらゆる犠牲、青春はもちろん、生命の犠牲までも要求しながら、援護法の適用を受けようとする、日本に国籍が無いから、いわゆる国籍条項によって一切排除しています。あまりにも不条理ではありませんか。

1965年に日韓会談が妥結すると、そこでみんな一括解決済みだということで、全く誠意がみられません。

一方、韓国政府はどうかといいますと、BC級戦犯の問題は日韓会談の対象になっていないというような見解ですね。このような両政府の見解の相違によって、私たちは大変困りました。

しかしながらBC級戦犯の問題は、日本政府が責任を持って対応しなければならない問題であります。引き続き日本政府に要請運動をしてきたのであります。ところが日本政府は開口一番「君たちの問題は日韓会談ですべては終わったのだ、」ということで全く誠意がありません。そこで私たちは運動の転換を諮り、裁判でやるより仕方がないだろうということになりまして、1991年謝罪と補償を求めて東京地裁に提訴したのであります。

地裁、高裁、最高裁と八年余りも訴えてきました。私たちが戦犯になった因果関係、日本政府の不当な処分という問題について法廷証言をしてきました。裁判所も私たちの証言を認定しながら、戦後立法が無いということで全部棄却となりました。付言判示は「この問題は立法政策の問題として立法措置をしなければならない」ということで、その必要性を認めております。私たちはそれ以後、付言判示を踏まえて立法化運動をずっとやってきましたが、まだ実現してありません。

私たちは、亡くなった友人たちの無念を晴らすのは生き延びた者たちの使命だと思っております。

今、民主党が中心になって国会で審議をすすめています。大変有難いことと感謝しております。これからもこの運動は続き、まだ一年はかかる、決着はついておりません。

韓国政府は日韓文書の全面公開をしております。私たち当事者も公開を請求していますが、日本政府は頑強に拒んでいます。日本政府も早く日韓会談文書を完全公開して、私たちの問題がよく判るように説明してほしいと、強く要請しているのであります。

最近になって判ったことですが、韓国政府の公開文書で私たちの問題がほぼ判明している問題が幾つかあります。これが韓国政府が出した文書の一部です。これを見ますと日韓会談の対象にはなっていないのだということがはっきりわかります。

1952年2月4日の議事録を見ますと、韓国人戦犯問題について韓国側から「現在巣鴨刑務所に服役中の韓人戦犯者に対して、日本政府の方針がどうなのか」と問うと、日本側から「これは別個の問題だから、別途研究することだ」という答弁があったという内容です。

これからすると日韓会談が終わって43年が過ぎていきますね。この間、韓国からも日本からも何ら問題が提起されず、放棄している。こういった問題がありますので、日本側もぜひ文書公開してもらって、こうした問題を一つ一つ究明して、この問題は一体日韓会談でどういうことになっていたんだということを克明に知りたい、当事者として徹底的に知りたいと、今度の原告の一人になっています。

微力ながらみなさまと共に目的を達成するまでがんばっていきたいと思いますので、よろしくご指導のほどお願いいたします。

## 二次訴訟原告・梁澄子氏の挨拶（在日の慰安婦裁判を支える会）

韓国籍の在日朝鮮人です。在日朝鮮人は植民地政策が生んだ存在です。にも拘わらず日本の敗戦後も、さらにいわれのない蔑視と一方的な差別のもとで苦しんできました。そういう在日朝鮮人の法的地位について決定する際に、在日朝鮮人は蚊帳の外に置かれたということ、これがまず人権侵害だと思いますが、さらにその過程で、どんなことが私たちについて議論されたかということが、両国の政府によってこれまで明らかにされてこなかった、ということが更なる人権侵害だと思います。

このたび、韓国政府の全面開示によって韓国政府がどういうことを考えていたかということがある程度判ってきましたが、もう一つの国、私自身が生まれ育った国である日本政府が、どういう考えで臨んでいたかということについて、ぜひとも知りたい、また知る権利があるという思いで、今回原告に加わりました。

もう一つは、みなさんよくご存知のとおり、私は、在日の「慰安婦」被害者である宋神道(ソン・シンド)さんの支援を10年間おこなった者です。「慰安婦」裁判でも、他の戦後補償裁判と同じように「日韓請求権協定によってすべて解決済み」だと国側が主張し、裁判所もその主張を認めてきました。

しかし韓国側の全面開示にあたって、韓国政府は、「慰安婦」問題は会談過程で論じられなかったということをはっきりと明らかにしました。日本政府のこれまでの主張と対立するわけですが、それが間違いだということであれば、日本政府はその証拠を示さなければなりません。日本側の文書を全面公開して「こういうように議論した」ということをはっきり出してほしいと思っています。

因みに宋さんの裁判では高裁判決で、「在日韓国人の財産、権利及び利益については」「日本政府の対応措置に委ねられた」と判示しました。同じ鬼頭秀郎裁判長は、韓国の遺族会訴訟でも「慰安婦」原告の沈美子さんが、1947年8月15日から協定の署名日までの間に日本に居たことがあることを根拠に、同じような判示をしています。

宋神道さんの裁判では、宋さんが日本に在住しているから日韓請求権協定では解決し

ていないのだという主張をしてはいなかった。「慰安婦」被害という重大人権侵害に対してきちっと責任を取れ、そうすることによって全体的な解決に繋げることが重要だったのですが、裁判所が勝手に在日の宋さんには請求権があったが、65年から20年後の85年で請求権は無くなったと、除斥期間で切りました。何とも馬鹿にした判決でした。

ところが、この「在日韓国人」については「日本政府の対応措置に委ねられた」という論理は、在日の傷痍軍人軍属の裁判では、欲しくても勝ちとれなかった内容なんですね。このような日本の裁判所の判断の揺れといいますか、結局は原告に不利益にしかない形で恣意的に判断する姿勢を突くためにも、韓国側だけでなく日本政府側からの資料公開が必ず必要だと思います。

三つ目の理由は、私の周りにいる人たちが、日本は安全で平和で、過ごし易い豊かな国だと思っていて、すっかり安心しきっているということに、大変不安を覚えているからです。

知る権利と言う基本的な権利が侵害されていることに気付きもしないで、とにかく日本丸に乗っていれば大丈夫だと思っている人があまりにも多い。

そういう人たちに韓国が「国民の知る権利のために情報公開します」といって、これだけの資料を公開したことに対して一体どう思うのか、自分たちの権利が侵害されていることに対して気付かずに生きていることに対してどう思うのか、不安ではないのか、ということのアピールしたいという思いで原告に加わりました。

## 二次訴訟原告・呂運澤氏に代わって 中田光信氏挨拶

### 「こころの窓」を開け日韓の友好の証しとなる裁判へ！

- 日本製鉄元徴用工ソウル訴訟ソウル中央地方法院の判決に当たって -

4月3日、ソウル中央地方法院は、太平洋戦争当時日本製鉄に徴用された5名の強制連行被害者が新日本製鉄株式会社に対して謝罪と補償を求めていた訴えを棄却しました。

1995年の釜石製鉄所に強制連行された元徴用工遺族の日本での裁判提訴から13年、日鉄大阪工場に連行された徴用被害者の提訴からも10年余り、2005年にソウル中央地方法院に提訴してからもすでに3年あまりが経過した今日、またしても、司法の無常な判断が強制連行の被害者に下されました。すでに80歳を超えた被害者たちに対してこれ以上ひどい仕打ちがあるのでしょうか？

日本の裁判所は、強制労働や賃金未払いの事実を認めながらも、時効、別会社論、さらに日韓条約で解決済みとして、最終的に日本政府・強制連行企業の責任を免罪し原告の訴えを棄却しました。

そこで私たちは、韓国の太平洋戦争犠牲者補償推進協議会とともに、1万名に及ぶとされている日鉄の釜石、八幡、大阪の各製鉄所・工場に徴用された被害者を代表して元徴用工5名を原告として、あらためて司法が本来果たすべき「正義」の実現をめざして、2005年2月、韓国において裁判を提訴しました。

しかし、今回のソウル中央地方法院の判決は、韓国に裁判の管轄権があることを認定し、個人の請求権も日韓条約によっては消滅しないとの判断はしたものの、結局、時効、別会社論、そして日本の裁判の「既判力」を理由に原告らの訴えを棄却しました。裁判官は被害者たちを見殺しにしたのです。判決直後、原告の代表呂運澤(86歳)さんは満身の怒りに体を震わせながら訴えました。「私たちは死んだ後までも闘わねばならないのか？」と。

まさに、年老いた余命いくばくもない強制連行の被害者たちにとっては今回の判決はまさに「死刑」判決にも等しいものです。

判決は60年以上前の「過去」のこととして時効で切り捨てましたが、被害者にとっては、60年間もの長い間苦しみ続けた60年です。このような戦争被害について時効を適用してこれ以上被害者を苦しめることは許されません。別会社についても、日本政府が戦後処理に当たって、企業救済のために作った法律を形式的に適用して別会社であると認定した日本の判決を鵜呑みにしただけで、到底容認できるものではありません。また判決は、韓国において「公序良俗」に反すると認められない限りは日本の判決に『既判力』があると言いますが、日本の植民地支配によって苦しめられた被害者の救済を否定する日本の司法判断こそ「公序良俗」に反するのではないのでしょうか？日本の強制連行企業による戦争犯罪を韓国社会は認めるのでしょうか？

日本と韓国は、いまや年間500万人の人々が仁川空港、関西空港、成田空港などを行き来する時代です。お互いの人々の交流の窓は大きく開いています。このソウル訴訟を日韓の人々が心の窓を開き、真に日韓の友好の鍵となる裁判として高等法院、大法院において勝利して、原告をはじめとする日鉄徴用被害者全員の補償と救済を勝ち取る日まで、支援する会も共に闘い続けます。

2008年4月3日

日本製鉄元徴用工裁判を支援する会

## 二次訴訟原告 崔鳳泰氏からのメッセージ 韓日会談文書公開を通じて 被害者に正義を！

東京の裁判所で進行中の裁判に取り組んでいる弁護団、及び市民の皆様には深く敬意を表します。韓国では2005年に韓日会談文書が公開され、その後2007年末には被害者支援法が成立しました。

韓国で公開された文書を通じて明らかになった日本の責任も、今回の機会に果たされることを願います。戦争被害者に正義を回復させることは、脆弱な韓日間の平和インフラを堅固にする作業です。

もう一度勝利することを願いつつ、ともに闘いましょう。

### 緊急カンパのお願い

4次、5次、6次の開示決定の文書約5万ページを受取るために、50万円が必要になりました。

また、ホームページ契約料が7千円から3万円に跳ね上がりました。

求める会の財政は逼迫しています。同封の振込み用紙で緊急カンパをお振込みいただきますよう、お願い申し上げます。

# 事務局だより

## ILO29 条違反行動計画に 団体参加しました

国際的な機関から「慰安婦」・戦時産業強制労働が条約違反として追求されている日本政府」に対する働きかけは、当会の趣旨と連動するものと考え、役員会に諮って団体加盟いたしました。

同封のパンフレットは賛同の一貫として購入したものです。

## ようこそ！ 新会員のみなさま

当会では、二か月に一度の割合でニュースを発行していますが、ホームページには、新しい情報を、どんどん掲載しています。どうぞ、ご利用ください。

## リーフレット 「日韓会談って何？」 お申し込みは事務局まで

## サポーター会員大募集

情報公開法を使って日韓会談関連文書公開を実現させたい日韓両市民が集まり、会員、サポーター会員の年会費で活動しています。サポーター会員を広く募集していますので会の活動を支えて下さい。

サポーター会員の年会費は2,000円です

## 会費振込みと

## カンパのお願い

資金の面からも、会の活動を支えて下さい。

郵便振替口座 / 00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

## 大募集！

## 韓国公開文書の翻訳者

大量に公開された日本の文書と韓国公開文書を比較、照会するため、韓国文書の翻訳をしてくださる方を募集しています。それほど難解な仕事ではありません。

## ニュースのデザイン

手伝ってください

パソコン操作が未熟なため、ニュース、チラシなどのデザインができません。紙面に変化をもたせ読みやすくするために、デザインしてくださる方を探しています。事務局までご連絡ください。

## 日本公開の文書

4次まで11,000ページを  
ホームページに  
掲載しています

## 発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子  
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】  
(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森 3-4-22 高梨荘 202  
(小竹)

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsho@yahoo.co.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>